

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

開館時間の変更（条例改正）

期間	区分	現行（令和8年度まで）	改正後（令和9年度以降）
4/1～11/30	土・日・祝日	午前9時～午後9時	年間を通じて 午前9時～午後5時に統一
	平日	午前9時～午後7時	
12/1～3/31	全日	午前9時～午後5時	



基本開館時間の統一

季節や曜日ごとに設定されていた変則的な開館時間を廃止し、年間を通じて「午後5時」に統一する。



条例に基づく柔軟な施設運営

基本時間を短縮する一方、条例第2条の4に基づき、大型連休やイベント開催時など、集客が見込める特定日は指定管理者の経営判断による夜間延長営業を可能とする。

❶ 需要に応じた柔軟なサービス提供を維持する「合理的かつ持続可能な運営体制」を構築するもの。

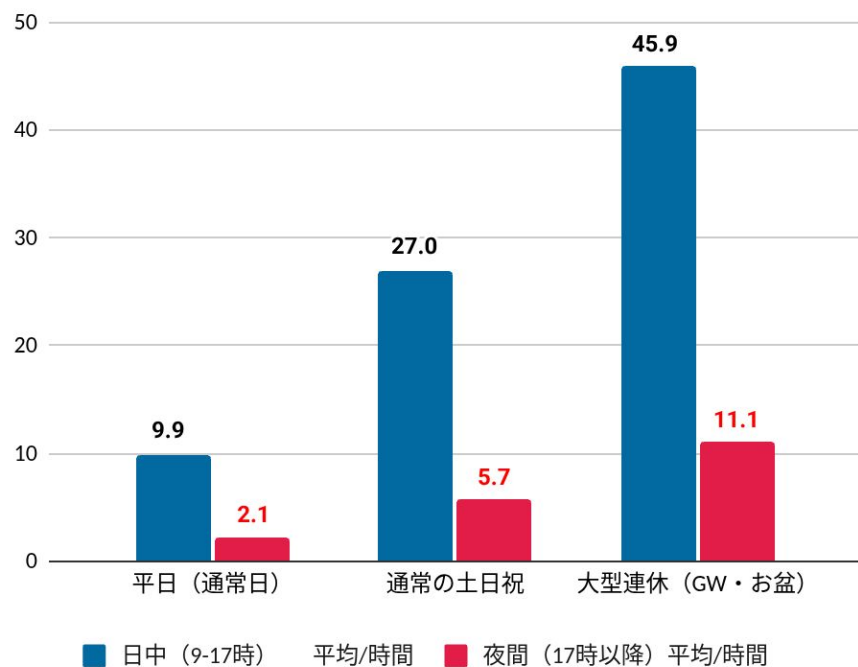
【舞鶴市都市公園条例 第2条の4】（抜粋）

「（前略）開館・開場時間は、別表第2の2のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、開館・開場時間を変更することができる。」

開館時間の変更（利用実態）

Ⅲ 1時間あたりの平均利用者数（直近5ヶ年）

※開館期間（4月～11月）の実績データに基づく



平日の夜間平均は1時間あたりわずか2.1名。
日中の需要に対し、約2割程度と極めて低迷。

🕒 夜間利用者数規模別の日数割合

